

■地域新成長産業創出促進事業費補助金(農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業) Q&A

QA番号	内容	回答	更新日
1.制度全体の概要			
1-1	この事業の目的はどのようなものですか。	本事業を活用いただくことで、農林水産物・食品(※)の海外展開に向けて、鮮度の保持を始め、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を商工業の先端技術やノウハウの活用により解決する取組を支援することにより、農林水産物・食品の新たな市場開拓を促進し、我が国の農業の国際競争力強化ひいては、地域経済の活性化を推進することを目指します。 ※食品は、主要な原材料となる農林水産物が国内で生産されて加工されたもの。原材料となる農林水産物が主に輸入されているものは除く。	平成28年3月10日
1-2	交付対象となる事業はどのようなものですか。	農林水産物や食品を海外の新たな市場に向けて開拓することを目的とし、『鮮度の保持を始め、生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題を商工業の先端技術やノウハウの活用により解決するための実証を行い、農業生産から海外販売まで一貫した体制構築を行う事業』を実施し、3年以内に収益をあげる体制を確立する計画の事業に対し補助を行います。	平成28年3月10日
1-3	新たな市場開拓は海外のみ対象ですか。	原則、海外展開に向けた新たな販路開拓に対する補助金となります。	平成28年3月10日
1-4	本事業で構築したグローバルバリューチェーンを活用して国内でも販売を行っていいですか。	海外展開に向けた新たな販路開拓に対する補助金であるため、海外販売が主であることが前提ですが、海外進出の過程で国内販売でテストを行ったり、海外需要が増えるまでの過程で一部国内販売を行うことを妨げるものではありません。	平成28年3月10日
1-5	生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中で生じる課題解決のための、研究開発を行う事は補助対象となりますか。	研究開発は本事業の対象ではありません。ただし、既に開発された技術を実用ベースで運用するための実証は補助対象となります。	平成28年3月10日
1-6	補助率や上限額を教えてください。	本事業における補助率は、補助率:1/2以内、上限額は1億円となります。	平成28年3月10日
1-7	提案申請様式は、どこで手に入りますか。	農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業事務局ホームページ(本ホームページ)よりダウンロードいただけます。 様式ダウンロード先: http://noshoko-gvc.jp	平成28年3月10日
1-8	本補助金と合わせて、地方公共団体からの補助金を受けることは可能ですか。	国からの補助金部分と重複して交付されない限りにおいては、地方公共団体からの補助金を受けることは可能です。地方公共団体の支援策については、内容等を事前に十分に確認するようにしてください。	平成28年3月10日
2.期間について			
2-1	いつから補助事業を行えますか。	採択発表後、採択された事業者は交付申請書を提出していただき、申請内容確認後、交付決定という流れとなります。交付決定後であれば事業を開始(発注・契約行為の開始)いただけます。 ※交付決定日より前に発注・契約をした経費については補助対象外となりますのでご注意ください。	平成28年3月10日
2-2	募集期間はいつまでですか。	募集期間は平成28年3月10日(木)～平成28年4月1日(金)17時事務局必着迄となります。 ※時間に余裕をもってご送付ください。	平成28年3月10日
2-2	2次募集の期間はいつまでですか。	2次募集期間は平成28年4月28日(木)～平成28年6月30日(木)迄となりますが、締切を2回に分けて募集いたします。 第1回選考締切:5月31日(火)、第2回選考締切:6月30日(木)となります。なお、各締切共に締切日の17時事務局必着迄となります。 ※時間に余裕をもってご送付ください。	平成28年4月28日
2-2	3次募集の期間はいつまでですか。	3次募集期間は平成28年8月10日(水)～平成28年9月5日(月)迄で、締切日の17時事務局必着となります。 ※時間に余裕をもってご送付ください。	平成28年8月10日 新規追加

QA番号	内容	回答	更新日
2-3	事業はいつまでに完了しなければいけませんか。	事業の完了期限は平成 29 年 1 月 31 日までとなります。 なお、事業を完了し、事業完了日から 30 日以内もしくは平成 29 年 2 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出していただく必要があります。 また、平成 29 年 1 月 31 日に事業を完了させた場合、実績報告書の最終締切日までの期間が、2週間程度となりますので実績報告作成期間も配慮し、余裕のあるスケジュールで事業を進めていただけるようご注意ください。	平成28年3月10日
2-4	採択発表はいつ頃となりますか。	4月末頃を見込んでおりますが、応募状況により5月頃となる場合もあります。 採択発表は、本事務局ホームページへ掲載いたしますので、随時ご確認ください。	平成28年3月10日
2-4	2次募集の採択発表はいつ頃となりますか。	第1回選考締切の募集に関しては、7月初旬頃。第2回選考締切の募集は、8月初旬頃を見込んでおります。採択発表は、本事務局ホームページへ掲載いたしますので、随時ご確認ください。なお、第1回選考の採択にて予算額に達した場合は第2回選考は実施されませんのでご了承ください。	平成28年4月28日
2-4	3次募集の採択発表はいつ頃となりますか。	9月下旬を見込んでおりますが、応募状況により10月上旬となる場合もあります。 採択発表は、本事務局ホームページへ掲載いたしますので、随時ご確認ください。	平成28年8月5日 新規追加
2-5	事業実施期間はどの程度見込めますか。	3次募集の採択発表は9月下旬を予定しており、その後交付申請をいただき、交付決定後に事業開始となります。 また平成29年2月10日までに実証事業の事業成果をご報告いただく必要がありますので、事業実施スケジュールにご注意いただき、申請書をご作成ください。	平成28年8月10日 新規追加

3.補助対象者(共同事業体)について

3-1	提案申請資格(申請資格)を教えてください。	本事業を実施する上で、対象となる海外市場及び生産品目、海外展開する上での課題等について調査・分析により具体的に定まっており、事業化に向けた具体的な事業計画、組織体制等を備えている、“募集要領P2(1)共同事業体について、(2)代表申請者、PMIについて”に記載の要件を満たす民間企業等から構成される共同事業体を提案申請対象とします。 ※提案申請資格の詳細は募集要領P2～3に記載の、5.提案申請資格をご確認ください。	平成28年3月10日
3-2	申請者(補助金の交付を希望する者)の条件を教えてください。	募集要領P3の、5.(3)に①～⑧に記載の通り、以下全ての要件を満たしている事が必要となります。 ① 共同事業体に参加していること。 ② 日本国内に法人格を有するもの(地方公共団体を除く。) ③ 業務の全てを他の法人に委託しないこと。 ④ 補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。 ⑤ 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、財務基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。 ⑥ 補助金は原則として精算払いであることから事業期間中の立替払ができる財務的健全性を有していること。 ⑦ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 ⑧ 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。 I. 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき II. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき III. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき IV. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき	平成28年3月10日
3-3	提案するのに共同事業体を構成することは必須ですか。	はい。提案申請をいただく際に、共同事業体を構成いただく必要がございます。 申請者となる事業者は、1社単体でも複数連名でも可能です。	平成28年3月10日

QA番号	内容	回答	更新日
3-4	共同事業体と認められるための条件を教えてください。	募集要領P2の、5.(1)に記載の通り、下記①～④の全ての要件を満たす必要があります。 ① 日本国内の法人格を有している民間企業を1社以上含むこと。 ② 共同事業体には、補助金の交付を希望する者(以下、「申請者」という。)だけでなく、申請者に該当しない者も参加できます。 ③ 提案申請の時点で、共同事業体の参加者が確定していることが望ましいですが、一部、参加者に未確定があっても提案することができます。 ④ 申請者以外で共同事業体に参加する者は交付決定後、原則、申請者と委託等契約を締結してください。委託等契約になじまない連携の場合は、合意書や覚書等を取り交わしてください。	平成28年3月10日
3-5	補助金は、共同事業体のメンバーそれぞれに交付されますか。もしくは、代表申請者にのみ交付が行われますか。	交付決定の通知は申請者(連名の場合は申請者連名)宛てに1枚の通知書で行いますが、補助金の支払いは補助金の申請のあった申請者毎に行います。	平成28年3月10日
3-6	設立間もない企業であり、財務状況の記載ができない場合は、提案申請を行えませんか。	設立間もない企業であり、財務状況の記載ができない場合は、親会社等、資本関係が強い企業の実績を記載いただいても構いません。 ※その場合、その旨わかるようにご記載ください。	平成28年3月10日
3-7	代表申請者、PM(プロジェクトマネージャー)の条件を教えてください。	共同事業体に含まれる民間企業等の中から、日本に拠点を有す日本法人の民間企業を代表申請者に定めていただき、その代表申請者に所属する者を1名、共同事業体のPM(担当者)とすることが必要となります。 PMは共同事業体を代表して手続きの窓口や、共同事業体の構成員等と強調・連携し、事業全体の方針決定、工程管理を行うとともに、事業化を推進する個人となります。 尚、応募後至急のご連絡等は発生する場合がありますので、なるべくご連絡が取りやすい状況でいただけますようお願いいたします。 ※PMの要件についての詳細は、募集要領P2～3の、5.(2)①～④の要件をご確認ください。	平成28年3月10日 ※平成28年4月28日一部追記
3-8	共同事業体のPM(プロジェクトマネージャー)は、代表申請者の企業から選出しなければいけませんか。	はい。共同事業体のPMは、代表申請者に所属するものを1名としてください。 なお、募集要領P3募集要領P2～3(2)の④に記載のあるように、本事業で行うプロジェクトのマネジメントに必要なかつ十分な時間を充てる事ができ、長期出張等により長期間にわたり本事業から離れる事や異動・定年退職等による所属企業・団体を離れる事が確実である場合はPMになる事を避けていただく必要があります。 また、一時的に本プロジェクトの為に外部から人材を登用・招へいする事は避けてください。	平成28年3月10日 ※平成28年4月28日一部修正
3-9	PM(プロジェクトマネージャー)の役割を教えてください。	募集要領P2～3募集要領P3の、5.(2)①～④に記載の通り、以下全ての要件を満たしている事が必要となります。 PM(プロジェクトマネージャー)は、共同事業体を代表して手続きの窓口となるほか、共同事業体の構成員等と協調・連携し、事業全体の方針決定、工程管理を行うとともに、事業化を推進する自然人(個人)です。 したがって、フォローアップ調査及び成果報告など、当該プロジェクトにかかる重要な役割について責任を持って果たしていただきますため、以下に掲げるような要件に合致する人物が求められます。 ① 共同事業体をとりまとめ、本事業の最適化と、補助事業終了後の事業化を推進する体制・環境の整備を行うことができる、高いリーダーシップと事業管理能力を有する者であること ② 本事業の実施についてマネジメントを行うに相応しい研究上・技術上の高い見識と管理能力を有していること。 ③ 上記②に加え、補助事業成果の事業化における、資金調達及び販路開拓等について、高い見識やノウハウを有しており、事業化の観点から当該プロジェクトを牽引する能力が期待できること。 ④ 当該プロジェクトのマネジメントに必要なかつ十分な時間を充てることができること。長期出張等により、長期間にわたり本事業から離れること、または異動・定年退職等により所属企業・団体を離れることが確実である場合には、PMになることを避けてください。また、一時的に本プロジェクトのために外部から人材を登用・招へいすることは避けてください。	平成28年3月10日 ※平成28年4月28日一部修正
4.申請について			
4-1	提案申請者の業務の一部を子会社に委託してもよいですか。	申請者の要件として、補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有している事と、業務の全てを他の法人に委託しない事が要件となります。	平成28年3月10日
4-2	経営赤字の民間事業者でも対象となりますか。	提案申請者要件として、募集要領P3の、5.(3)⑤に記載があるように、補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、財務基盤を有しており、なおかつ資金等について十分な管理能力を有している事が要件となっておりますので、経営赤字の場合は、これらの要件を満たしていることを説明する必要があります。ただし、赤字でご申請いただいたとしても審査員の審査により、採択とならない場合もあります。	平成28年3月10日

QA番号	内容	回答	更新日
4-3	申請書が事務局へ到着したか、確認できますか。	募集期間終了の2営業日後には、提案書受付通知をご送付させていただきます。	平成28年3月10日
5.応募時の提出書類について			
5-1	提出に必要な書類は何でしょうか。	募集要領P30に記載の提出書類チェックシートをご確認の上、漏れなくご提出ください。 ※チェックシートは申請時に必ずご活用ください。	平成28年3月10日
5-2	書類に通し番号を付すよう記載があるが、必ず付さなければいけないのでしょうか。	事務局が申請者様と書類の内容確認をする際に必要となります。必ず通し番号を付してください。	平成28年3月10日
5-3	CD-Rの中は何を入れればいいのか。	提案申請書・事業計画書作成に利用したデータを一式(Word,Excel)保存してください。	平成28年3月10日
5-4	添付書類(パンフレット等、直近二年分の決算報告書)は、共同事業体となる事業体のうち、どこまで必要でしょうか。	申請者(補助金の交付を希望する者)となる企業は全て必要です。ご提出ください。	平成28年3月10日
6.補助対象経費、補助金額について			
6-1	対象となる経費はどのような経費がありますか。	I. 人件費、II. 事業費、III. 委託費が主なものです。 I. 人件費は事業に直接従事するものの直接作業時間に対する人件費であり、原則、健保保険等級に基づいて算定します。 II. 事業費は、旅費、会場費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、広報費、その他諸経費から成ります。 III. 委託費は、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて一部を他の事業者に委託するために必要な経費です。	平成28年3月10日
6-2	提案申請時の申請金額がそのまま交付されますか。	採択に当たっては、経費の妥当性も審査の対象となるため、必要な経費を精査した上で申請してください。 また、採択された場合でも、予算の都合等により申請金額が減額される場合がある他、経費の内容を精査した結果、交付申請後の交付決定時、事業報告後の確定検査時に、それぞれ補助金の申請金額が減額される場合があります。 なお、採択時の金額から増額しての交付申請、交付決定時の金額から増額しての事業報告は認められません。	平成28年3月10日
6-3	消費税は補助の対象となりますか。	原則、消費税は補助対象経費に含まれません。	平成28年3月10日
6-4	【人件費について】 人件費は健保等級以外の基準に基づいて設定することはできますか。	補助事業に直接従事するものの直接作業時間に対する人件費であり、原則、健保保険等級に基づいて算定してください。 (様式2)事業計画書の15.(4)担当者一覧と関連付けてください。 募集要領P33 募集要領P33～37 2. 補助事業に係る健保等級単価計算の導入についてをご参照ください。	平成28年3月10日 ※平成28年4月28日一部修正
6-5	【人件費について】 人件費は企業によって異なるため、共同事業体のメンバー内でも大きく差が出る場合があります。その場合、各自の人件費単価の証明は何をもって行うのでしょうか。	募集要領P36(4)等級単価の証明をご参照ください。	平成28年3月10日
6-6	【旅費について】 最初に担当者として登録していない者が出張に行った場合、旅費は補助対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、出張者変更の理由や出張命令書等の実績報告に必要な書類を必ず整理してください。	平成28年3月10日

QA番号	内容	回答	更新日
6-7	【旅費について】 海外に於いて市場調査等を行うための旅費は認められますか。	対象となります。	平成28年3月10日
6-8	【旅費について】 販売活動に関わる旅費は認められますか。	認められません。ただし、販売ではなくPRIに関わるものであれば対象になります。	平成28年3月10日
6-9	【備品費について】 施設の中に設置する空調などの設備は補助対象となりますか。	生産部分や加工部分等での実証に関する設備となるのであれば(例:温度管理が必要な植物工場での空調等)補助対象とすることは可能ですが、取得財産の区分上、建物と扱われるものは対象外となります。その他、本事業のみ(専用)で使用することが明確なものである必要があります。工場全体の空調などは事業に関係ない部分も含まれることから対象外となります。	平成28年3月10日
6-10	【消耗品について】 販売を目的とした消耗品を対象外とするとはどういう意味ですか。	例えば ・野菜を仕入れて海外に売る場合、その野菜の購入費は補助対象外となります。 ・植物工場でレタスを栽培して海外に売る場合、レタスの種など商品自体は補助対象外となります。	平成28年3月10日
6-11	【その他諸経費について】 販売にかかる物流費は対象になりますか。	補助対象外となります。本事業はバリューチェーンの構築をするための実証であるので、販売品自体に補助金を付けるものではありません。ただし、鮮度保持効果の実証を行うための輸送費など、販売にかかるものでなければ物流費は対象とすることはできます。	平成28年3月10日
6-12	【消耗品費について】【備品費について】 海外現地法人が現地で設備を購入した場合補助対象となりますか。	海外現地法人が取得する設備については対象外かつ、日本法人であっても海外で保管する設備については対象外となります。	平成28年3月10日
6-13	【その他諸経費について】 商品を海外で販売するための、現地インポーター(販売代理店)の販売ライセンス取得費用は補助対象となりますか。	補助対象外となります。補助事業としましては、経済的合理性の観点より、すでにライセンス取得済みの現地事業者に対して見積・入札依頼等をかけていただき、かつ、不当取引が発生しないよう、細心の注意で事業実施していただくこととなります。	平成28年5月26日
6-14	【その他諸経費について】 販売目的での商品の購入や運搬等は補助対象外とのことですが、販売目的ではなく譲渡目的で商品を運ぶことは可能ですか。廃棄することが条件になったりするのでしょうか。	原則として、実証にて外国に持ち込まれる製品・商品はサンプル・試供品として扱っていただくため、販売はできません。かつ、それらのサンプルは現地にて全て消費・利用されて補助対象とすることができます。廃棄されてしまう場合は、『消費・利用』されることになりませんので、その分は補助対象から除外する必要があります。	平成28年5月26日
7.事業成果について			
7-1	3年以内に収益を上げる事業化が要件となっていますが、それはどのように証明すればいいでしょうか。	補助事業者は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿及びすべての証拠書類を備えておき、毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業成果等の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力しなければなりません。複数の申請者からなる共同事業体での事業の場合は、申請企業それぞれの会計年度が適用になりますので、ご注意ください。	平成28年3月10日
7-2	農林水産物・食品の海外の新たな市場開拓に向け、以下の事業を実施し、3年以内に収益をあげる体制を確立するとありますが、数値目標が達成できなかった場合、何かしらの罰則はあるのでしょうか。	目標が達成できなかった場合は、事業実施効果報告時に達成できなかった理由やその後の具体的な対応策等をご提出いただきます。	平成28年3月10日

QA番号	内容	回答	更新日
8.その他			
8-1	交付決定日前に事業を開始した場合も対象となりますか。	交付決定日前に事業を開始した場合(発注、注文、契約等)は、その経費は対象外となります。 ※見積までは取っても構いません。	平成28年3月10日
8-2	知的財産権、著作権等について、すべて申請者に帰属しなければならないのでしょうか。また、申請者と共同事業体のメンバーとで互いで権利を所有することは認められますか。	原則、申請者が権利を所有してください。特殊なケースについては具体的な詳細を個別にご相談ください。	平成28年3月10日
8-3	共同事業体間での利益の排除は必要ないでしょうか。	基本は必要ありません。 ただし、以下の例のように補助事業者間での取引にはご注意ください。 例)A社が開発したシステムをB社が購入する場合、A社の開発にかかる人件費・作業費に補助金が入り、B社の購入費にも補助金が入る場合 →このシステムに係る経費について補助金を申請することができるのはA社・B社のいずれか1社です。どちらが補助金申請をすべきかは個別にご相談ください。	平成28年3月10日
8-4	共同事業体内での企業間取引は、相見積は必要でしょうか。	原則、相見積は必要です。相見積を取らない場合は1社選定理由書を作成する必要があります。	平成28年3月10日
8-5	相見積は何社から取ればよいでしょうか。	2社以上の見積を取って競争に付してください。	平成28年3月10日